

# 仕 様 書

本仕様書は、公益財団法人広島市農林水産振興センターが実施する分収造林・育林地での保育（枝打・間伐）業務について適用する。

## 1 目的

この業務は、分収造林・育林地の林木の健全な生長を促進させるために実施するものである。

## 2 施業箇所

別添図面の区域

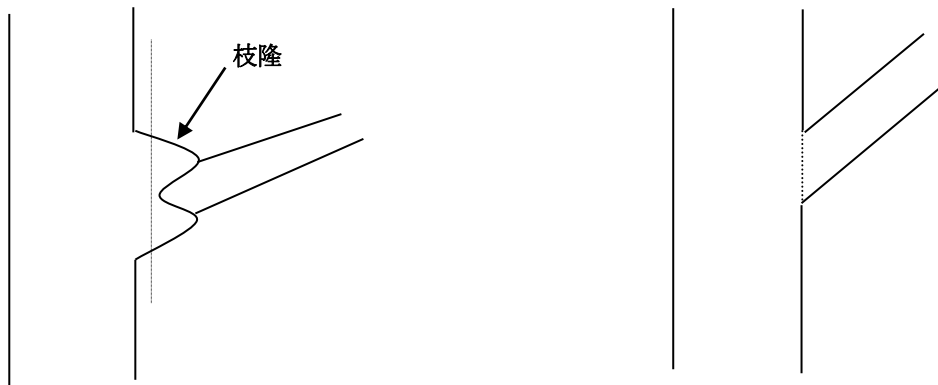
## 3 業務内容

(1) 業務着手時には業務着手届をすみやかに提出すること。

(2) 枝打ち

ア 枝打高は、設計書のとおりとする。

イ 枝打の位置（切断位置）



〈枝隆のあるもの〉

〈枝隆のないもの〉

(ア) 枝隆のあるものは、枝隆の中央部をまっすぐに切り落とすこと。

(イ) 枝隆のないものは、枝条との分岐点において、幹に接して切ること。

(ウ) (ア)、(イ)の場合とも枝条の基部から離れないように切除し、死節を作らないように心掛けること。

ウ 枝打には、枝打用の、のこぎりを使用すること。

エ 下側の幹の皮をむかないように、かつ切り口の表面が平滑になるように十分注意して行い、樹幹に損傷を与えないこと。

オ つる類は根引き又は切断し、樹幹に巻きついている部分は除去すること。

カ 枝打ちした枝条が、歩道、分収林地の境界や道等を遮断しないようにすること。

(3) 間伐

ア 伐倒木は、谷筋等密生部分と尾根筋等疎生部分を平均し、ha 当たり主林木に対し、設計内容の率で伐倒すること。

イ スギ、ヒノキの植栽木で曲がり木、劣勢木等形質不良の立木は伐倒し、更に植栽木の過密な所は、周囲の空間配置を考慮のうえ間伐すること。

- ウ 植栽木の生長を阻害している雑木及びつる類等不用樹種をなるべく低い所から伐倒すること。
- エ 将来、植栽木を被圧し、生長を抑制する恐れのあるマツは伐採すること。
- オ 伐倒に当たっては、残存木に損傷を与えず、特に懸かり木を生じないようにすること。
- カ つる類が植栽木に巻きついている場合は、丁寧につる切りを行うこと。
- キ 伐倒木が歩道、分収林地の境界や道等を遮断しないようにすること。
- ク 枝払いは伐倒木を玉切る作業等の作業の支障とならないよう切り落とすこと。
- ケ 伐倒木は1箇所以上の玉切りを行うこと。

#### (4) 刈払い

- ア 雑木及びつる類等不要雑草木類をなるべく低いところから刈払うこと。
- イ 造林木に巻きついているつる類は、必ず造林木から引き離しておくこと。
- ウ 刈り払った雑草木類は、造林木の根元周囲に寄せつけ、乾燥防止、寒害防止、雑草、萌芽の抑制等に活用すること。
- エ 刈り払った雑草木類等が、分収林地の境界や道等に落ちている場合は、丁寧に取り除き分収内の造林木の根元周囲に寄せつけること。
- オ 作業を行うとき、造林木に損傷を与えないこと。
- カ くず等つる類の発生箇所については、完全に切除すること。

(6) 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう、また、一般交通に支障を及ぼさないよう十分配慮すること。

(7) 1 ha 当たり1箇所以上の標準地（コンパス測量で10m×10m）を設定すること。

(8) 標準地は施業図面に図示するとともに、標準地調書を作成し、作業完了後に提出すること。

(9) 作業完了後は、施行前、施行中、施行後の定点写真を近景で1 ha 当たり1枚以上、遠景で1事業地1枚以上の施行写真を添付した実施報告書を提出すること。

(10) 施行写真については撮影箇所の座標値を確認できるようにすること。

(11) 次のいずれかの専門的な資格を有する技術職員を業務責任者とする。

ア 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（森林部門に係るものに限る。）

イ 一般社団法人日本森林技術協会の登録を受けた林業技士

ウ 森林法（昭和26年法律第249号）第187条第3項の林業普及指導員試験に合格した者（森林法の一部を改正する法律（平成16年法律第20号）による改正前の森林法第187条第5項の林業改良指導員試験に合格した者を含む。）

エ 広島県林業労働力確保支援センターが認定した林業技能作業士

オ 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付等に関する省令（平成8年農林水産省令第25号）第1条第1項に規定する研修修了者名簿へ登録された者

#### 4 注意事項

たき火の厳禁、歩行中の喫煙は絶対にしないこと等、火気の取り扱いには十分注意し、山火事が発生することのないようにすること。

## 5 その他

本仕様書に記載してあるもののほか、必要な事項については、(公財)広島市農林水産振興センター農林部農林振興課森林整備係係員と協議のうえ、これを定めることとする。

業 務 着 手 届

係	課長補佐	森林整備 担当課長

平成 年 月 日

(公財) 広島市農林水産振興センター  
理事長

受 付	平成 年 月 日	印
委託金額		円
履行期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日	

(受託者住所氏名)

業務名	平成30年度 深川外4事業区保育(間伐等)業務	
業務場所	広島市安佐北区上深川町外	
着手年月日	平成 年 月 日	
業務責任者氏名	法令等による免許名	
	取得年月日	

上記業務監督員に 職氏名 を選定した。

平成 年 月 日

森林整備担当課長 印

# 実施報告書

係	課長補佐	森林整備 担当課長

平成 年 月 日

受 付	平成 年 月 日 印
-----	------------

(公財) 広島市農林水産振興センター  
理事長

(受託者住所氏名)

委託業務名	平成30年度 深川外4事業区保育(間伐等)業務		
履行場所	広島市安佐北区上深川町外		
着手年月日	平成 年 月 日		
履行期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日	実施期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日
委託金額	金		